



# 茨城県報

第 1 4 8 4 号

平成15年 7 月17日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

字の区域の設定 (市町村課) .....	2
指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) .....	2
指定居宅介護支援事業者の変更 (2 件) (高齢福祉課) .....	3
児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	3
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	4
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) .....	4
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) .....	4
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	5
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2 件) (商業流通課) .....	7
道路の区域の決定 (2 件) (道路維持課) .....	9
自転車専用道路等の指定 (2 件) (道路維持課) .....	11
道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) .....	12
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課) .....	13
(選挙管理委員会)	
選挙管理委員会第 7 回定例会の招集.....	13

### 公 告

常陸那珂工業団地の造成工場敷地の賃借人の公募について (ひたちなか整備課) .....	14
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課) .....	15
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	16
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) .....	16
県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (農村計画課) .....	17
地籍調査の成果認証 (農村環境課) .....	17
公共測量の終了 (用地課) .....	18
開発行為の工事完了 (5 件) (建築指導課) .....	18
道路の位置の指定 (2 件) (建築指導課) .....	19
茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第 4 条第 3 項の規定に基づく区域の指定 (建築指導課) .....	20

### 正 誤

平成15年 6 月23日付け茨城県報第1477号中.....	21
--------------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第1111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により小川町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 大字山野字溝内に設定する区域

大字山野字ミソ内 124, 125, 126の1, 127の1, 129から135まで, 136の1, 136の2, 138

同 字台 178, 179

同 字下田 180から182まで, 204の1, 204の2, 205から210まで, 211の1, 211の2

大字沖洲字小羽生 1288, 1289

同 字石堂峯 1473

同 字星山 1474, 1474の1, 1475, 1476, 1477の1, 1477の2, 1479, 1480, 1482から1485まで

同 字遠代 1567の2, 1568の2, 1569の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字山野字下田211の3に隣接する道路、水路である国有地の全部

#### 大字幡谷字遠ヶ崎に設定する区域

大字幡谷字高根 469の3, 469の5

大字小埜字高根 733の1, 734の1,

大字沖洲字深田 641の3, 641の4, 642の3, 642の4, 1242の2, 1243の2, 1243の3, 1249の2, 1249の3, 1250の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

### 茨城県告示第1112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0872200373	株式会社 パソナスパークル	株式会社 パソナスパークル 鹿嶋ふれあいヘルプサービス	鹿嶋市宮中2030番地1	訪問介護	事業所の名称（旧名称：株式会社コン・ビ鹿嶋ふれあいヘルプサービス）	平成15年7月1日

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0872200357	株式会社 パソナスパークル	株式会社 パソナスパークル 鹿嶋ふれあいデイサービスセンター	鹿嶋市宮中2030番地 1	通所介護	事業所の名称(旧名称)：株式会社 鹿嶋ふれあいデイサービスセンター)	平成15年 7月 1日

茨城県告示第1113号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0872200340	株式会社 パソナスパークル	株式会社 パソナスパークル 鹿嶋ふれあいケアプランセンター	鹿嶋市宮中2030番地 1	居宅介護支援	事業所の名称(旧名称)：株式会社 鹿嶋ふれあいケアプランセンター)	平成15年 7月 1日

茨城県告示第1114号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0870800273	株式会社 和香紗	居宅介護支援事業所わかさ	龍ヶ崎市姫宮200番地 3	居宅介護支援	事業所の所在地(旧所在地)：龍ヶ崎市4353番地 1)	平成15年 7月 1日

茨城県告示第1115号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービスの種類
08000300361112	障害者支援事業所 襲の会	茨城県潮来市牛堀 116	特定非営利活動法人 襲の会	茨城県潮来市牛堀 116	平成 15年 7月 1日	児童居宅介護等事業

## 茨城県告示第1116号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000100358110	有限会社ファン	茨城県水戸市曙町9-9	有限会社ファン	茨城県水戸市曙町9-9	平成15年7月1日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100361114	障害者支援事業所 襲の会	茨城県潮来市牛堀116	特定非営利 活動法人 襲の会	茨城県潮来市牛堀116	平成15年7月1日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100362112	パーソナルアシスタントサービスセンター水戸	茨城県水戸市堀町894-1メモリアルハウス105	特定非営利 活動法人 自立生活センター・ライフサポート水戸	茨城県水戸市堀町193	平成15年7月1日	身体障害者 居宅介護等 事業

## 茨城県告示第1117号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000200361113	障害者支援事業所 襲の会	茨城県潮来市牛堀116	特定非営利 活動法人 襲の会	茨城県潮来市牛堀116	平成15年7月1日	知的障害者 居宅介護等 事業

## 茨城県告示第1118号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ブックランドカスミ

代表取締役 野 村 邦 男

## (2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

## 2 届出事項の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー友部店

西茨城郡友部町旭町字旭平394 - 1 外

### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ブックランドカスミ	つくば市西大橋599番地 1	野 村 邦 男

### (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 3月 1日

### (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,781m<sup>2</sup>

### (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 114台

イ 駐輪場の収容台数 47台

ウ 荷さばき施設の面積 21m<sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の容量 14m<sup>3</sup>

### (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午前 0 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午前10時

## 3 届出年月日

平成15年 6月30日

## 茨城県告示第1119号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 名称及び代表者氏名

亀屋商事株式会社

代表取締役社長 飯 島 勝 輔

## (2) 住所

古河市雷電町 1 番78号

## 2 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂古河店

古河市雷電町2794 - 4 外

## (2) 変更しようとする事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 (年間60日は午前 9 時)

閉店時刻 午後 8 時 (年間180日は午後 9 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後11時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分 (年間60日は午前 8 時30分) ~ 午後 8 時30分 (年間180日は午後 9 時30分)

(変更後) 午前 8 時30分 ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

## (3) 変更する年月日

平成15年 7月 1 日

## (4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園 4 - 1 - 4	井 坂 榮
田村 敏也	古河市横山町 1 - 2 - 5	
有限会社大島清吉商店	古河市雷電町 1 - 83	大 島 榮 二
有限会社中村時計店	古河市中心町 1 - 10 - 43	中 村 英 夫
株式会社ニコロポーロ	東京都千代田区外神田 6 - 5 - 3	菅 田 茂
株式会社イワマ靴店	宮城県仙台市青葉区一番町 4 - 9 - 17	岩 間 英 泰
株式会社タケヤ	東京都青梅市野上町 3 - 1 - 1	岸 澤 陽 一 郎
株式会社アプローズ	神奈川県相模原市相模原 1 - 2 - 3	衣 川 芳 人
株式会社田中鐵工所	東京都墨田区両国 1 - 4 - 4	田 中 秀 雄
株式会社たかしまや	埼玉県蕨市中央 3 - 12 - 20	杉 田 謙 三
有限会社アカシヤ	古河市中心町 1 - 2 - 32	佐 藤 晃
合資会社弓削洋品店	古河市中心町 1 - 10 - 44	弓 削 重 次
有限会社まさきや洋品店	古河市本町 2 - 5 - 38	神 原 嘉 雄

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社小倉呉服店	古河市東 1 - 4 - 7	小 倉 郁 雄
株式会社アドバンス	龍ヶ崎市久保台 2 - 1 - 19	佐 藤 孝
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市昭和区広路通 2 - 5	伊佐治 博
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1 - 32 - 13	曲 淵 恵美子
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1	中 本 敏 幸
株式会社メリーアン	東京都港区芝公園 4 - 1 - 4	水 野 雅 一
株式会社東大服装	日立市塙山町 1 - 2 - 3	野 村 佳 央
有限会社タケムラ	古河市本町 2 - 5 - 35	竹 村 虎太郎
有限会社ナカジマ	栃木県下都賀郡石橋町大字石橋210 - 1	中 島 一 成
株式会社かもじや本店	古河市中心町 1 - 2 - 35	五百部 毅 一
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻 1 - 23 - 17	宮 崎 正 紀
三喜株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 - 8 - 8	小 島 正 敬

## イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,291㎡

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 926台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 578台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 494㎡  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 91㎡

## エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
 6箇所  
 (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時～午後9時

## 3 届出年月日

平成15年 6月30日

## 茨城県告示第1120号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 石岡ショッピングセンター  
 石岡市石岡2752 - 2

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成15年 3月31日

## イ 変更しようとする事項

## (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後11時 (一部午後 9 時, 午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 0 時, 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後12時 (一部午後 9 時, 午後 8 時)

## (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間, 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後 9 時

## (ロ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午前 0 時

## ウ 届出年月日

平成15年 3月12日

## 2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
石岡市	騒音, 並びに照明 (車両のライトを含む) に関する苦情があった場合, 誠実に対応をする。	営業時間が深夜から早朝におよぶことにより, 近隣の住民の迷惑になったり, 不安を抱かせることがないようにする。
	駐車場におけるアイドリング, 不必要なクラクション, ゴミ等のポイ捨て及び集団行為の排除等徹底した対応をする。	
	夜間照明設備の設置及び運用の徹底を図る (店内出入口, 敷地内の通路及び封鎖箇所が明確になるように)	封鎖箇所等を照明で明るくすることにより, 歩行者や自転車通行の安全が確保される。

## 茨城県告示第1121号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地



ドラッグストアクラモチ境店

猿島郡境町458

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 2 月17日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社倉持薬局	猿島郡猿島町沓掛1633	倉 持 行 夫

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年10月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,354m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 70台
- (イ) 駐輪場の収容台数 36台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 39m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 36m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前10時
  - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分 ~ 午後 9 時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時 ~ 午前10時

キ 届出年月日

平成15年 1 月30日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1122号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成15年 7 月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 7 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
504	県 道	潮来土浦自 転車道線	行方郡玉造町大字手賀字舟津 4820番地先から	最大 4.8	159
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 4820番地先まで	最小 4.8	
			行方郡玉造町大字手賀字舟津4820 番地先から	最大 4.8	162
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 550番 1 地先まで	最小 4.8	
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 4770番 2 地先から	最大 4.8	62
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 4770番 1 地先まで	最小 4.8	
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 4715番 2 地先から	最大 4.8	260
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 516番 1 地先まで	最小 4.8	
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 195番 1 地先から	最大 4.8	88
			行方郡玉造町大字手賀字舟津 4692番地先まで	最小 4.8	
			行方郡玉造町大字手賀字船津 4656番地先から	最大 4.8	171
			行方郡玉造町大字手賀字船津 4647番地先まで	最小 4.8	
行方郡玉造町字高須甲5370番46地先から	最大 7.1	460			
行方郡玉造町字高須甲5370番29地先まで	最小 3.8				

## 茨城県告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成15年7月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
504	県 道	潮来土浦自 転車道線	新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6679番地先から	最大 3.8	106
			新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6680番地先まで	最小 3.8	
			新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6736番 2 地先から	最大 3.8	308
			新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6768番地先まで	最小 3.8	

		新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6772番 1 地先から	最大 3.8	85
		新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6772番 1 地先まで	最小 3.8	
		新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀 6797番地先から	最大 6.8	758
		新治郡霞ヶ浦町大字坂字坂 4784番地先まで	最小 3.8	

茨城県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成15年7月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員		延 長
	メートル	メートル	
行方郡玉造町大字手賀字舟津4820番地先から 行方郡玉造町大字手賀字舟津4820番地先まで	最大 4.0 最小 4.0	159	
行方郡玉造町大字手賀字舟津4820番地先から 行方郡玉造町大字手賀字舟津550番 1 地先まで	最大 4.0 最小 4.0	162	
行方郡玉造町大字手賀字舟津4770番 2 地先から 行方郡玉造町大字手賀字舟津4770番 1 地先まで	最大 4.0 最小 4.0	62	
行方郡玉造町大字手賀字舟津4715番 2 地先から 行方郡玉造町大字手賀字舟津516番 1 地先まで	最大 4.0 最小 4.0	260	
行方郡玉造町大字手賀字舟津195番 1 地先から 行方郡玉造町大字手賀字舟津4692番地先まで	最大 4.0 最小 4.0	88	
行方郡玉造町大字手賀字船津4656番地先から 行方郡玉造町大字手賀字船津4647番地先まで	最大 4.0 最小 4.0	171	

茨城県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成15年7月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員		延 長
		メートル	メートル
新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6679番地先から	最大	4.0	534
新治郡霞ヶ浦町大字坂字坂6680番地先まで	最小	4.0	

## 茨城県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年7月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 行方郡玉造町大字手賀字舟津4820番地先から  
行方郡玉造町大字手賀字舟津4820番地先まで  
行方郡玉造町大字手賀字舟津4820番地先から  
行方郡玉造町大字手賀字舟津550番1地先まで  
行方郡玉造町大字手賀字舟津4770番2地先から  
行方郡玉造町大字手賀字舟津4770番1地先まで  
行方郡玉造町大字手賀字舟津4715番2地先から  
行方郡玉造町大字手賀字舟津516番1地先まで  
行方郡玉造町大字手賀字舟津195番1地先から  
行方郡玉造町大字手賀字舟津4692番地先まで  
行方郡玉造町大字手賀字船津4656番地先から  
行方郡玉造町大字手賀字船津4647番地先まで  
行方郡玉造町字高須甲5370番46地先まで  
行方郡玉造町字高須甲5370番29地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年7月17日

## 茨城県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年7月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6679番地先から  
新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6680番地先まで  
新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6736番2地先から  
新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6768番地先まで  
新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6772番1地先から  
新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6772番1地先まで

新治郡霞ヶ浦町大字田伏字横須賀6797番地先から

新治郡霞ヶ浦町大字坂字坂4784番地先まで

3 供用開始の期日 平成15年 7月17日

茨城県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 7月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 石岡田伏土浦線
- 2 供用開始の区間 新治郡霞ヶ浦町大字田伏字道祖神2547番 1 地先から  
新治郡霞ヶ浦町大字坂字平1938番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 7月17日

茨城県告示第1129号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、水海道市亀岡土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	倉 持 道 夫	水海道市亀岡町2557番地
"	荒 井 英 夫	" " 2549番地
"	瀬 戸 隆 海	" " 2637番地
"	中 村 進	" " 2558番地の 7
"	堀 越 良 枝	" 天満町4771番地の 2

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第88号

平成15年第7回定例会を次のとおり招集する。

平成15年 7月17日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

- 1 日 時  
平成15年 7月18日 (金)  
午後 4 時
- 2 場 所  
水戸市大町 2 - 1 - 33  
茨城県公館
- 3 議 題

- (1) 平成15年 4月27日執行江戸崎町議会議員一般選挙における選挙の効力の審査申立ての裁決について
- (2) 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定について
- (3) 第 9 回定例会の日程について
- (4) 市町村選挙の結果について
- (5) 政治団体の設立届出等の状況について
- (6) その他

---

公 告

---

常陸那珂工業団地の造成工場敷地の賃借人の公募について

常陸那珂工業団地の造成工場敷地について、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定に準じ、その賃借人を次により公募します。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 賃貸する造成工場敷地の所在地  
茨城県ひたちなか市新光町地内
- 2 賃貸面積等

画 地	面 積
第 2 - 1 号 画 地	69,444.44㎡
第 3 号 画 地	57,305.61㎡
第 4 - 1 - 1 号 画 地	30,000.00㎡
第 4 - 1 - 2 号 画 地	15,000.00㎡
第 4 - 1 - 3 号 画 地	15,000.00㎡
第 4 - 2 号 画 地	54,192.84㎡
第 5 - 2 号 画 地	31,303.50㎡
第 6 - 2 号 画 地	33,717.28㎡
第 6 - 3 - 1 号 画 地	20,000.00㎡
第 6 - 3 - 2 号 画 地	20,000.00㎡
第 6 - 3 - 3 号 画 地	20,000.01㎡

画地分割又は組合せ可

- 3 権利の種類  
借地借家法第24条に基づく事業用借地権（賃借権）
- 4 賃借期間  
10年以上20年以内
- 5 年間賃料  
1平方メートル当たり511円～533円＋所在市町村交付金相当額
- 6 貸付条件
  - (1) 法22条に規定する資格を有すること。

(2) 法第18条の2の規定に基づく処分管理計画によること。

7 申込書受付期間

平成15年7月22日から始め、毎月15日及び月末で締め切り、申込者の中から厳正な審査・選考のうえ、賃借人を決定します。

8 申込みに必要な書類

茨城県が定めた「常陸那珂工業団地造成工場敷地賃貸申込書」による。

9 申込書受付場所

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企画部ひたちなか整備課

10 その他

詳細については、茨城県企画部ひたちなか整備課（電話029 - 301 - 2778）へお問い合わせください。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年9月8日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 チェリー館

3 代表者の氏名

今 野 静 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市東石川一丁目17番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、ひたちなか市及びその周辺市町村の高齢者、心身に障害を持つ人々に対し、お互いの助け合いによる福祉活動を行い、ボランティア活動を実践していくことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年9月8日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成15年 7月 8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 生活支援ネットワーク・介護セブン

## 3 代表者の氏名

宮 田 哲 郎

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県高萩市有明町 3丁目15番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県北に在住する住民に対して、介護、育児、生活支援に関する事業を行い、隣接した地域の同種事業者と相互に連繋したサービスを提供する新たなネットワークを形成し、地域福祉の生活支援に寄与し、また、共生社会の実現に貢献することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成15年9月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成15年 7月 2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エコ・メイトいばらき

（設立認証：平成14年 1月24日，設立平成14年 2月12日）

## 3 代表者の氏名

市 原 裕 子

## 4 主たる事務所の所在地

ひたちなか市大字田彦1399番地の7

## 5 定款に記載された目的

この法人は、茨城県民を対象に環境保全への実践活動、意識啓発に関する事業、高齢者・障害者に対する福祉活動及び環境教育を通じた子どもの健全育成に関する事業を行い、より良い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌



家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	転 帰
ヨ－ネ病	牛	患 畜	12頭	茨城県那珂郡	平成15年 7月9日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営山部後谷地区土地改良事業（ほ場整備）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営山部後谷地区土地改良事業（ほ場整備）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年 7月18日から平成15年 8月15日まで

3 縦覧の場所

高萩土地改良事務所

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営山部後谷地区土地改良事業（かんがい排水事業・排水対策特別型）につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営山部後谷地区土地改良事業（かんがい排水事業・排水対策特別型）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年 7月18日から平成15年 8月15日まで

3 縦覧の場所

高萩土地改良事務所

~~~~~

地籍調査の成果認証

猿島郡五霞町，取手市，猿島郡境町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

|                            |                                                                                                                                              |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査を行った者の名称                 | 猿島郡五霞町，取手市，猿島郡境町                                                                                                                             |
| 成 果 の 名 称                  | 地籍図及び地籍簿                                                                                                                                     |
| 調 査 を 行 っ た<br>地 域 及 び 期 間 | 猿島郡五霞町大字江川の一部<br>平成13年10月1日から<br>平成14年2月8日まで<br>取手市大字青柳，台宿の各一部<br>平成13年7月2日から<br>平成13年11月21日まで<br>猿島郡境町境の一部<br>平成13年7月30日から<br>平成13年12月24日まで |
| 認 証 年 月 日                  | 平成15年 7月 8日                                                                                                                                  |

~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので，同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県竜ヶ崎土木事務所
- 2 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作業終了日 平成15年 6月27日
- 4 作業地域 稲敷郡阿見町吉原の一部

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡大宮町泉字高作415番，416番1，417番，418番3，同番4，434番，436番，437番1，446番，448番，449番，450番3，451番2，同番5，453番1，454番2，字中村田445番11，同番12，同番13
- 2 事業主の住所及び氏名  
北茨城市磯原町磯原1丁目220番地  
株式会社大光  
代表取締役 許 忠 男

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
那珂郡那珂町後台字バツケ3081番1
  - 2 事業主の住所及び氏名

岩井市大字岩井4215番地の 1

株式会社すぎのや

代表取締役 飯 田 博

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿嶋市大字武井字出口1963番10, 同番11

2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市大字和686 - 5

鹿行農業共済組合

組合長理事 金 倉 福

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市白羽四丁目 4 番 7, 同番26, 同番27, 同番28, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47, 同番48, 同番49, 同番50, 同番51, 同番52, 同番53

2 事業主の住所及び氏名

株式会社 藤田商事

代表取締役 藤 田 治 裕

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市柳橋字海道91番10, 同番21及び同番22

2 事業主の住所及び氏名

つくば市大貫205番地

つくばね石油株式会社

代表取締役社長 赤 城 輝 信

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成15年 7 月17日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指 定 年 月 日     | 申 請 者  |              | 道 路 の 位 置                                          | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|---------------|--------|--------------|----------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                  |               | 氏 名    | 住 所          |                                                    | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 167 号 | 平成15年 7 月 4 日 | 小谷野てる子 | 潮来市州崎822番地 1 | 潮来市州崎518番11,<br>522番 4, 522番 3 の一<br>部, 518番 6 の一部 | メートル<br>4.00 | メートル<br>34.81 |

| 指定番号             | 指定年月日       | 申請者   |                                     | 道路の位置                                   | 道路の幅員及び延長            |               |
|------------------|-------------|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------|---------------|
|                  |             | 氏名    | 住所                                  |                                         | 幅員                   | 延長            |
| 南総建指令<br>第 545 号 | 平成15年 7月 3日 | 久松 真衣 | つくば市松代 3丁目<br>9番地 5 グローバル<br>ル 605号 | 新治郡千代田町大字下<br>稲吉字大塚1631番 8,<br>同1635番 4 | メートル<br>4.20<br>4.00 | メートル<br>47.50 |

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第 4 条第 3 項の規定に基づく区域の指定  
茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例 (平成14年 3月27日条例第26号) 第 4 条第 3  
項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同条第 4 条第 4 項の規定により告示する。

その関係図書は霞ヶ浦町総務部企画開発課、茨城県県南地方総合事務所建築指導課及び茨城県土木部都市局建築指導課において保管し、公衆の閲覧に供する。

平成15年 7月17日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定区域の名称<br>(番 号)         | 土 地 の 区 域                       |                                                                                                                                                                                                                | 既存集落の区分 |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 霞ヶ浦町鹿野山地区<br>( 3 - 1 )   | 霞ヶ浦町穴倉,                         | 字鹿野山の一部                                                                                                                                                                                                        | 第 3 種集落 |
| 霞ヶ浦町新生 1 地区<br>( 3 - 2 ) | 霞ヶ浦町穴倉,                         | 字鹿野山, 字鶴沼, 字南野原の各一部                                                                                                                                                                                            | 第 3 種集落 |
| 霞ヶ浦町金川地区<br>( 3 - 3 )    | 霞ヶ浦町穴倉,                         | 字金川, 字台山, 字臺山の各一部                                                                                                                                                                                              | 第 3 種集落 |
| 霞ヶ浦町内加茂地区<br>( 3 - 4 )   | 霞ヶ浦町加茂,                         | 字石橋, 字榎, 字榎前, 字宮ノ脇,<br>字鍛冶屋, 字カチヤ, 字カジヤ, 字<br>カヂヤ, 字門畑, 字篠山, 字平, 字<br>平前, 字平後, 字寺前, 字寺脇, 字<br>寺後, 字峯岸, 字宮脇の各一部                                                                                                 | 第 1 種集落 |
| 霞ヶ浦町新生 2 地区<br>( 4 - 1 ) | 霞ヶ浦町穴倉,<br>霞ヶ浦町三ツ木,<br>霞ヶ浦町上大堤, | 字鶴沼, 字西ノ崎, 字南野原の各一部<br>字大堤台, 字北原, 字十ノ区, 字紫<br>内の各一部<br>字九ノ区の一部                                                                                                                                                 | 第 6 種集落 |
| 霞ヶ浦町南野地区<br>( 4 - 2 )    | 霞ヶ浦町穴倉,                         | 字孫三原口, 字南野原, 字原口の各一部                                                                                                                                                                                           | 第 6 種集落 |
| 霞ヶ浦町飯岡地区<br>( 4 - 3 )    | 霞ヶ浦町穴倉,                         | 字飯岡, 字カルクイ, 字北ノ久保,<br>字後原, 字島山, 字高割, 字月ノ本,<br>字実取, 字ミトリ, 字横堀の各一部                                                                                                                                               | 第 1 種集落 |
| 霞ヶ浦町馬場山地区<br>( 4 - 4 )   | 霞ヶ浦町穴倉,                         | 字飯岡久保, 字高割, 字塚下台, 字<br>馬場山, 字馬場, 字馬場平, 字富士<br>見台, 字むゝ山の各一部                                                                                                                                                     | 第 1 種集落 |
| 霞ヶ浦町深谷地区<br>( 4 - 5 )    | 霞ヶ浦町深谷,                         | 字おノ区, 字きノ区, 字くノ区, 字<br>けノ区, 字こノ区, 字さノ区, 字し<br>ノ区, 字すノ区, 字たノ区, 字ちノ<br>区, 字とノ区, 字なノ区, 字にノ区,<br>字ぬノ区, 字ねノ区, 字はノ区, 字<br>ふノ区, 字へノ区, 字ほノ区, 字み<br>ノ区, 字やノ区, 字ゆノ区, 字よノ<br>区, 字りノ区, 字るノ区, 字れノ区,<br>字ろノ区, 字をノ区, 字子ノ区の各一部 | 第 1 種集落 |

| 指定区域の名称<br>(番 号)         | 土 地 の 区 域                              |                                                                                                                                                                                                                                                                               | 既存集落の区分 |
|--------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 霞ヶ浦町三ツ木・南根本地区<br>(4 - 6) | 霞ヶ浦町三ツ木,<br>霞ヶ浦町南根本,<br><br>霞ヶ浦町一の瀬上流, | 字寺下, 字寺前, 字前野の各一部<br>字池ノ上, 字池下, 字入井, 字うつ<br>き崎, 字ウツキ崎, 字大久保, 字白<br>藤, 字白ヒゲ, 字芝崎, 字平, 字堂<br>脇, 字堂久保, 字中坪, 字出戸, 字<br>東, 字権現森, 字三ツ木内, 字根田,<br>字村内, 字垵, 字谷頭, 字薬師下,<br>字薬師後, 字弥陀堂の各一部<br>字一の瀬の一部                                                                                   | 第 6 種集落 |
| 霞ヶ浦町戸崎原地区<br>(4 - 7)     | 霞ヶ浦町戸崎,                                | 字柳沢, 字研沢の各一部                                                                                                                                                                                                                                                                  | 第 1 種集落 |
| 霞ヶ浦町戸崎地区<br>(4 - 8)      | 霞ヶ浦町戸崎,                                | 字池下, 字大崎, 字愛宕下, 字稲荷<br>下, 字愛宕, 字上宿, 字下宿, 字宿<br>後, 字荒屋敷, 字御南屋敷, 字高根,<br>字境宮, 字中城, 字外城, 字出戸,<br>字二の丸, 字前原後, 字奉行松, 字<br>前原, 字高根小山下, 字久保下, 字<br>根小屋の各一部                                                                                                                           | 第 6 種集落 |
| 霞ヶ浦町御殿・松本地区<br>(4 - 9)   | 霞ヶ浦町加茂,                                | 字一本松, 字裏山, 字カチウチ, 字<br>小山, 字天地宮地, 字榎本, 字梶内,<br>字東ノ妻, 字西の妻, 字天地空地前,<br>字天地空地, 字御殿, 字御殿前, 字<br>御殿後, 字天地宮地前, 字御殿后,<br>字国松, 字権現堂, 字新宮后, 字新<br>宮東脇, 字新宮西脇, 字新宮, 字新<br>宮馬場, 字天神後, 字天神脇, 字松<br>本, 字松本前, 字南台, 字長堀, 字<br>天地空地下, 字塙, 字八ナワ, 字免<br>久保, 字八幡, 字八幡脇, 字八幡前,<br>字薬師前, 字屋敷浦の各一部 | 第 6 種集落 |
| 霞ヶ浦町川尻・平川地区<br>(4 - 10)  | 霞ヶ浦町加茂,                                | 字池, 字一町田, 字川尻, 字コモタ<br>前, 字五鬼塚, 字ザル内, 字砂原,<br>字平川, 字東脇, 字根畑, 字西脇,<br>字二階, 字乙木内, 字宮後, 字研町,<br>字勢至堂の各一部                                                                                                                                                                         | 第 1 種集落 |
| 霞ヶ浦町崎浜地区<br>(4 - 11)     | 霞ヶ浦町加茂,                                | 字石畑, 字宮前, 字崎浜, 字サキ八<br>マ, 字根田, 字宿後, 字稲荷脇, 字<br>堂下, 字堂窪, 字峯付, 字山添の各<br>一部                                                                                                                                                                                                      | 第 4 種集落 |
| 霞ヶ浦町田宿・赤塚地区<br>(4 - 12)  | 霞ヶ浦町加茂,                                | 字裏山, 字荷縄田, 字柿木, 字田宿,<br>字田宿前, 字東組, 字中組, 字西組,<br>字寺入, 字宮下, 字下久, 字丸山,<br>字下久根, 字境前, 字傍示, 字堂下,<br>字堂ノ下, 字藏下の各一部                                                                                                                                                                  | 第 1 種集落 |

正 誤

平成15年 6月23日付け茨城県報第1477号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                            | 正                               |
|-----|-------|------------------------------|---------------------------------|
| 1   | 下から19 | 茨城県都市計画法の規定による開発許可等の基準に関する条例 | 茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例 |
| 10  | 上から3  | 〃                            | 〃                               |
| 10  | 上から4  | 〃                            | 〃                               |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)